

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

重点事項

ア 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

イ 健康診断結果の記録の保存の徹底

ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

※ 上記ア、イ、ウは労働安全衛生法の規定です。
確実に実施しましょう。

エ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

医療保険者(協会けんぽ等)から健康診断に関する記録の写しを求められた場合はその記録の写しを提供しましょう。提供に関し、個人情報保護法上の問題はありません。(裏面参照)

オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行ってまいりますので、ご活用ください。(裏面参照)

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。



～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、高知産業保健総合支援センター又は県内の地域産業保健センターにお問い合わせください。

相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報提供

～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

<お願い>

医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（この場合の提供については、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとして提供することができることとなっており、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第21条第1項、第27条第2項及び第3項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、労働局や最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。